

監査公表第3－1号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和4年1月11日

福岡地区水道企業団

監査委員 鬼塚 昌宏

監査委員 小池 弘基

令和3年度定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 事務監査

○ 対象期間

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 総務課 | 令和2年9月1日から令和3年9月3日まで |
| (2) 財務課 | 令和2年9月1日から令和3年9月10日まで |
| (3) 計画調整課 | 令和2年9月1日から令和3年9月17日まで |
| (4) 施設課 | 令和2年10月1日から令和3年10月1日まで |
| (5) 牛頸浄水場 | 令和2年10月1日から令和3年10月11日まで |
| (6) 水質センター | 令和2年10月1日から令和3年10月15日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 令和2年10月1日から令和3年10月22日まで |

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

2 工事等監査

- 対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

第2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

第3 監査の期日

- 1 事務監査 令和3年9月2日から同年10月29日まで
- 2 工事等監査 令和3年8月10日から同年10月29日まで

第4 監査の結果

1 事務監査

(1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

使用料については、履行確認後、受注者からの請求により支払わなければならないが、請求が行われない場合は、受注者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、「令和2年度 西日本シティ銀行パソコンサービス使用料」について、後期（10～3月）の支払が監査日（9月9日・10日）までなされていなかった。

今後は、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(3) 計画調整課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査

(1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画調整課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、前述のとおり注意、改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処置を講じられたい。